

## 議案第128号

### 裁判上の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、東京高等裁判所損害賠償請求控訴事件に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、裁判上の和解をすることについて議決を求める。

平成24年9月12日提出

さいたま市長 清水勇人

記

#### 1 和解の内容

被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として800万円の支払義務があることを認める。

被控訴人は、控訴人に対し、の金員を、当該控訴人が指定する口座に振り込む方法により支払う。

控訴人らは、被控訴人に対するその余の請求をいずれも放棄する。

控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

#### 2 事件の概要 平成11年3月1日に小学校の4年生であった控訴人が同小学校内で負傷したことによる損害賠償の請求を棄却した第1審の判決に不服があるとして、控訴人らが原判決の取消し及び損害賠償額の支払いを求めて控訴したもの